

グレーゾーン金利

制度調査部
堀内勇世

ちょっとキーワード6

【要約】

現在、貸金業制度の見直しが行われている。

その中で、一つの焦点となっているものが、グレーゾーン金利である。

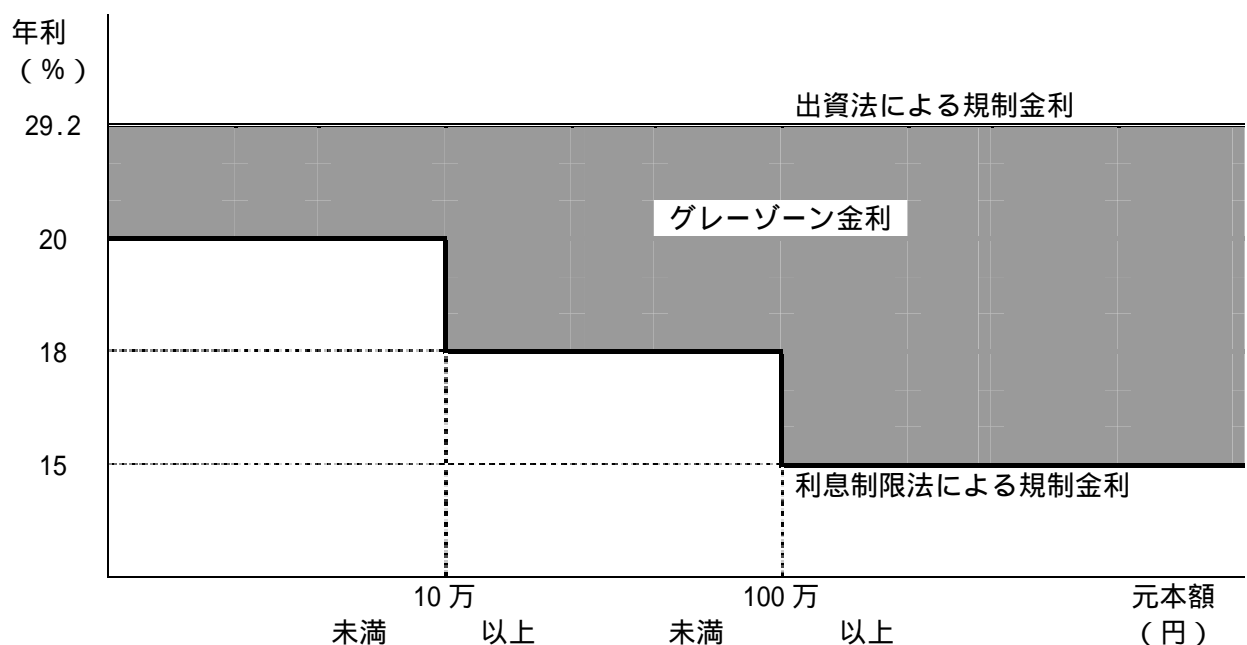
ここでは、グレーゾーン金利をごくごく簡単に説明する。

グレーゾーン金利とは？

貸金業者が消費者にお金を貸す際の上限金利は、現在、利息制限法と、出資法^(注1)という二つの法律が規定している。利息制限法は元本額に応じ年15 - 20%を上限金利とする一方で、出資法は年29.2%を上限金利としている。この両法の上限金利の差にあたる部分が、一般にグレーゾーン金利と呼ばれている。

(注1) 「出資法」の正式名は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」。

図表 グレーゾーン金利



(出所) 大和総研制度調査部作成

< 問題点 >

現在、民事上は、原則として利息制限法の上限金利が適用されるとされている。ただし、貸金業法^(注2)の定める要件のもとに返済した場合には、利息制限法を超えた金利の返済もグレーゾーン金利内であれば有効とされ、取り戻せないとされている（「みなし返済」制度）。現在、このような仕組みはトラブルの元となると考えられており、現在、見直しが検討されている。

（注2）「貸金業法」の正式名は、「貸金業の規制等に関する法律」。

また、上限金利をどのように定めるかなど、貸金業法制度全体について見直しが検討されている。

< 最近の検討の経緯 >

2006年4月21日	金融庁の貸金業制度等に関する懇談会が「懇談会におけるこれまでの議論（座長としての中間整理）」 ^(注3) を公表
2006年7月6日	与党が「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」 ^(注3) を公表
2006年9月5日	金融庁、自民党金融調査会や法務部会などの合同議会に、いわゆる「金融庁案」 ^(注3) を報告。
現在（執筆時）	金融庁案を巡り、議論が紛糾

（出所）新聞報道とより、大和総研制度調査部作成

（注3）金融庁のHP（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20060906.html）に掲載されている「資料5．貸金業制度に関する懇談会の検討状況について（PDF：1,498K）」の2枚目から「懇談会におけるこれまでの議論（座長としての中間整理）」が、18枚目から「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」が掲載されている。なお、23枚目から始まる「『貸金業制度等の改革に関する基本的考え方』の検討状況について」が、いわゆる金融庁案と思われる。